

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）

令和2年11月9日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
内閣府
財務省関税局

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）

背景

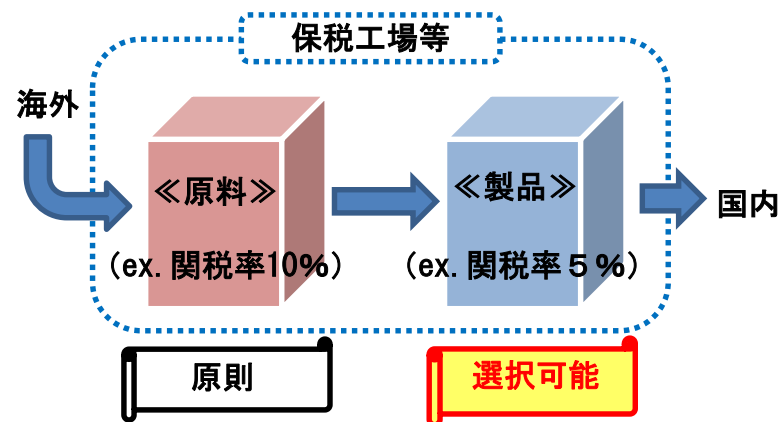
- 沖縄については、歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、その総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的として定められた沖縄振興特別措置法に基づき、関税暫定措置法上に、選択課税制度の具体的内容及び適用期限が定められている。

（参考）現行の沖縄振興特別措置法は10年間の時限立法となっており、適用期限は令和3年度末まで。

- 選択課税制度については、2年間の適用期限が本年度末に到来するため、内閣府より、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和3年度末まで1年延長する内容の要望。

選択課税制度の概要

- 国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。
- 国際物流拠点産業集積地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっている。



改正の方向性

- 選択課税制度は、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、適用期限を1年延長することとしたい。

(参考) 沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の概要

沖縄振興特別措置法との関係

- 沖縄の特殊事情に鑑み、その総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的とした沖縄振興特別措置法に基づき、国際物流拠点産業集積地域が設けられている。
- 国際物流拠点産業集積地域は、高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積等を目的とし、所得控除や保税地域における関税の選択課税制度等の税制上の特例措置が設けられている。

国際物流拠点産業集積地域の制度概要

- 対象地区
「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区」(右図)
- 対象業種
製造業、こん包業、卸売業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業、道路貨物運送業、特定の不動産賃貸業
- 優遇措置
 - ①所得控除、②特別償却、③投資税額控除、
 - ④保税地域に係る特例措置(許可手数料の軽減、**選択課税制度**等)、
 - ⑤事業所税の減免措置

※ 一部措置は、国又は沖縄県の事業認定を要する。

